

民間建築物のアスベスト **（含有調査 除去等）** を支援します！

4

目 的

建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的にしています。

制度の内容

建築物において、吹付けアスベスト等の分析調査や除去等工事（除去、封じ込め又は、囲い込みの措置）を行う場合に、その費用に対して補助する制度です。

● 補助対象事業・補助金額

補助対象事業と対象費用	補助金額
〈含有調査事業〉 アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材の分析調査費用 （建築物石綿含有建材調査者による調査に基づいて実施する必要があります）	対象費用の全額。 ただし、 <u>1棟当たり25万円を上限とします。</u> ※ <u>予算がなくなりしだい終了</u> となります。
〈除去等事業〉 アスベストを含んでいる吹付け建材（綿状のもの）の除去、封じ込め又は、囲い込みの費用 （建築物石綿含有建材調査者により作成された作業計画に基づく実施体制で行われる工事）	対象費用の2/3以内の額。 ただし、 <u>120万円を上限とします。</u> ※ <u>予算がなくなりしだい終了</u> となります。

※建築物の解体に伴うものも補助の対象となります。

- 交付申請の期限 : 令和8年度は令和9年1月29日まで
- 完了実績報告の期限 : 令和8年度は令和9年2月26日まで

● 事前相談

補助申請にあたっては、補助対象範囲等の確認のため、「事前相談」をお願いします。

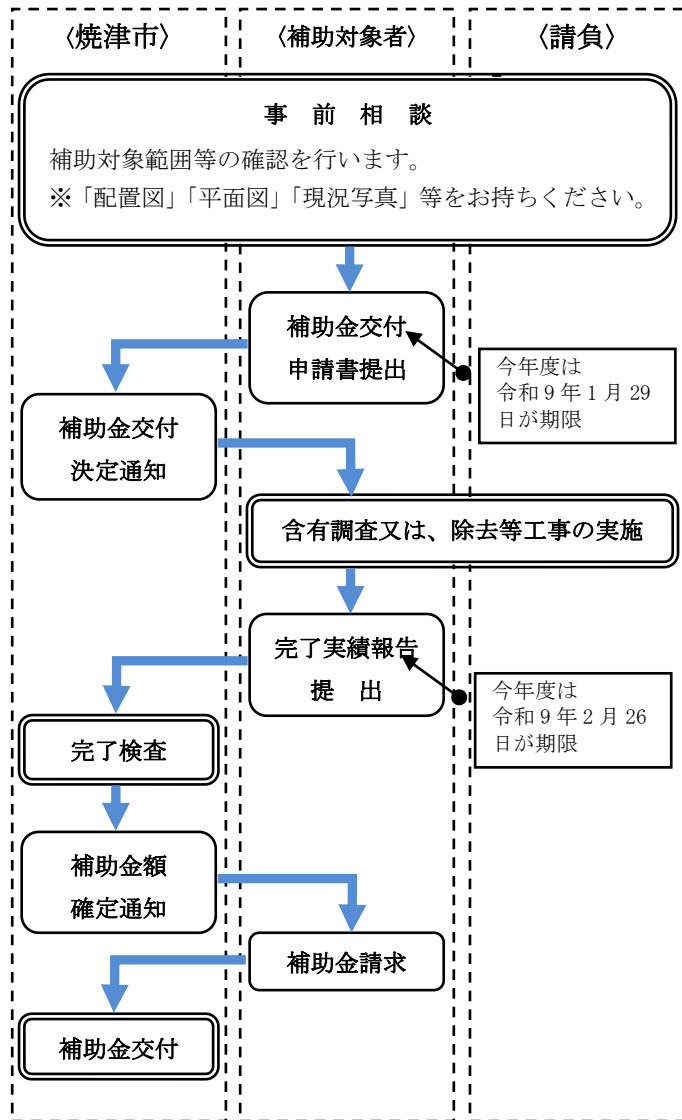
※ 相談の際には、「配置図」「平面図」「現況写真」等をお持ちください。

● 相談窓口

建築住宅課

TEL : (054) 626-2169 (直通)

【補助申請の手続きの流れ】



〈補助対象者〉

補助対象建築物を所有している個人・法人・マンション管理組合などです。

【補助についてのQ&A】

Q1	どんな用途の建築物でも補助対象となりますか？
A1	建物用途に対する制限はありません。
Q2	解体を予定している建築物に対して、補助を受けることは可能ですか？
A2	補助を受けることは可能です。
Q3	含有調査は誰に頼めばいいですか？
A3	分析業者に依頼してください。ただし、補助対象となるには、 <u>建築物石綿含有建材調査者の調査</u> に基づいた実施が必要です。
Q4	既に、アスベストの含有調査を行いました。補助を受けることは可能ですか？
A4	既に含有調査や除去等工事を行った場合、補助を受けることは出来ません。必ず交付決定通知後に含有調査又は除去等工事を実施してください。
Q5	調査の結果、吹付けアスベストなら全て除去等事業の補助対象になりますか？
A5	補助対象となる吹付けアスベストは、アスベスト又はアスベスト含有ロックウール（含有率が0.1%を超えるもの）です。
Q6	除去等事業のみの補助を受けることは可能ですか？
A6	補助を受けることは可能です。その場合、補助対象であることを確認する為、既に行った含有調査報告書の添付が必要になります。

◆ 注意！事前に届出が必要です！

アスベスト（石綿）含有の吹付け材や保温材、耐火被覆材、断熱材などが使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業（除去のほか、囲い込み、封じ込めを行う場合も対象）を行う場合は、事前に届出が必要です。

◆ 「届出」等については、各担当部署等にお問合せください。

特定粉じん排出等作業実施届 （大気汚染防止法）	静岡県中部健康福祉センター環境課 環境班 TEL：054-644-9268（直通）
建設工事計画届、建築物解体等作業届 （労働安全衛生法、石綿障害予防規則）	島田労働基準監督署 TEL：0547-37-3148（直通）
建設リサイクル法による届出 （建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）	焼津市都市政策部建築住宅課 TEL：054-626-2102（直通）
特別管理産業廃棄物管理責任者の選任、報告 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	静岡県中部健康福祉センター環境課 廃棄物班 TEL：054-644-9288（直通）